

高額医療・高額介護合算制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算制度は、健康保険と介護保険の両方の制度での自己負担額(※1)の合計が世帯(※2)で高額になり、限度額(表)に500円を超えた部分の金額について、それぞれの保険から支給される制度です。

ただし、健康保険と介護保険のいずれかの自己負担額が0円の場合は対象になりません。

対象となる期間は、平成26年8月から平成27年7月までの12か月間です。なお、支給申請などは、平成27年7月31日現在加入していた健康保険(※3)の窓口で受け付けます。

※1 食事代、差額ベッド代、高額療養費などは対象外

※2 同じ健康保険に加入している家族が対象

※3 被用者保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険など

高額医療・高額介護合算制度の限度額

合算対象 所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険か国民健康保険+介護保険(70歳~74歳がいる世帯)	被用者保険か国民健康保険+介護保険(70歳未満がいる世帯)
現役並み所得者	67万円	176万円(※旧ただし書き所得が901万円超) 135万円(※旧ただし書き所得が600万円超~901万円以下)	
一般	56万円	67万円(※旧ただし書き所得が210万円超~600万円以下) 63万円(※旧ただし書き所得が210万円以下)	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ 低所得Ⅰ	31万円 19万円	34万円

※「旧ただし書き所得」とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

の医療保険の対象となる期間に、あきる野市の国民健康保険と介護保険、東京都後期高齢者医療保険に加入し、変更のなかった方(対象の方)は、2月中旬に勧奨通知を送付します。必要事項を記載して保険年金課へ提出してください。

▽平成27年7月31日現在、社会保険や国保組合に加入している方(当時加入の健康保険に、「介護保険自己負担額証明書」を添えて申請する必要があります。詳しくは、それぞれの健康保険の窓口にお問い合わせください。

▽対象となる期間に転入、就職、退職などで健康保険が変わった方(申請を受け付ける健康保険は、平成27年7月31日現在加入していた健康保険になります。以前加入していた介護保険や健康保険の窓口から「自己負担額証明書」を取り寄せ、申請してください。

▽自己負担額証明書の交付申請健康保険に異動があった場合

別表 非常勤職員・嘱託員の登録募集職種

職種	主な職務内容	必要な資格など	問合せ	
一般事務員	市役所などでの事務補助(パソコン使用) ※主に繁忙期における短期間の業務	なし	①	
学童クラブ補助員	放課後などにおける児童の集団生活、安全管理、遊び指導や特別な支援を要する児童への対応など	なし(指導経験がある方を優先)		
庁舎案内員	来庁者への庁舎案内業務など	なし		
非常勤職員	教員補助員	・授業と授業外における教員の補助(小学校・国語・算数、中学校・国語・数学・英語) ・通常の学級で特別な支援を必要とする児童・生徒に対する個別指導など	教員免許があればなお可	②
	学校図書館補助員	学校図書館での図書の整備、貸し出し、返却、調べ学習の補助など	図書館司書か司書教諭資格があればなお可	
	特別支援学級介助員	特別支援学級(固定)での児童・生徒の介助、補助など	なし	
	学校一般事務員	小・中学校での事務(予算の管理・執行、電話・来客対応など)	なし	
	スクールバス通学安全補助員	スクールバス利用者の通学補助(乗車中、乗降時の安全管理など)	教員免許があればなお可	
	給食調理員	給食センターでの調理、調理補助、片付け、食器洗浄など	調理師免許か調理経験があればなお可	
非常勤嘱託員	給食配膳員	小・中学校での給食の配膳準備、片付け、配膳室の清掃など	なし	①
	図書館一般事務員	カウンター業務、図書館の配架など	なし	
	図書館事務員	カウンター業務、レファレンス業務、主催事業の企画運営補助、図書館の配架・整架など	図書館司書	
	保育士	公立保育園での乳幼児の保育	保育士	
非常勤嘱託員	学童クラブ指導員	放課後などにおける児童の集団生活、安全管理、遊び指導や特別な支援を要する児童への対応などの学童クラブ運営	保育士か教員免許など	①
	保健師	・市役所や市施設での個別相談(血圧や骨密度測定などの各種測定と保健指導) ・電話による健康相談 ・地域における介護予防事業の運営補助(健康づくりのアドバイスなど)	保健師、普通自動車運転免許	
	母子・父子自立支援員及び女性相談員	母子・父子家庭と女性の生活支援、就労支援、離婚問題など女性が抱えるさまざまな悩みに関する相談等への対応、必要な助言、指導など	社会福祉士(相談業務に3年以上従事した経験がある方)、普通自動車運転免許	
非常勤嘱託員	看護師	地域における介護予防教室に関する業務(介護予防事業)	正看護師、普通自動車運転免許	①
	健康管理支援員	生活保護受給者に対し、精神疾患を主とした日常の健康管理支援と現に疾病を有する方に対する適正な保健医療指導など	精神保健福祉士か保健師(精神医療の経験がある方)	

平成28年度市の非常勤職員(パートタイマー)などの登録受付

▽日時 2月15日(月)・16日(火) 午前10時~正午、午後1時~5時
▽場所 職員課東側(市役所4階)

▽募集内容 別表のとおり
▽必要書類 履歴書(上半身正面脱帽写真貼付、志望の動機と希望職種を記入)、資格などを証明できるものの写し

▽申込み方法 必要書類を持参してください。
※現在登録されている方も、新たに登録してください。

▽問合せ (必要な場合)
●①の職種：職員課人事給与係(直通558・1334)
●②の職種：教育総務課教育総務係(直通558・2406)

や介護保険の「自己負担額証明書」が必要な方は、健康保険証、介護保険証、はんこ、振込先の口座番号がわかるもの(国民健康保険の場合は世帯主のもの)、本人確認のできる書類(運転免許証など)、マイナンバーの通知カードか個人番号カード(国民健康保険の場合は世帯主と対象者のもの)をお持ちの上、保険年金課か高齢者支援課の窓口で手続きを行ってください。

「ちよこつと共済」は、東京都の全市町村が共同で運営し、住民の皆さんが会費を出し合い、交通事故に遭った場合、その会費から見舞金を支給する助け合いの制度です。

▽加入コース Aコースは年額1000円で最高300万円の見舞金、Bコースは年額500円で最高150万円の見舞金(表のとおり)
▽加入申込書付きパンフレット 2月8日(月)から順次全世帯に配布します。各加入受付場所でも配布しています。

▽加入(会員)資格 共済期間開始日に市内に在住で住民登録のある方か、会員と生計が同じで就学のため東京都の市町村以外に転出している方
▽問合せ 地域防災課 防災安全係

等級	交通災害の程度 (交通災害を受けた日から1年以内)	Aコース	Bコース
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上	25万円	16万円
4等級	入院日数10日以上30日未満、または実治療日数30日以上	9万円	6万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満	5万円	3万円
6等級	実治療日数10日未満	3万円	2万円

音訳ボランティアの協力により作成をしている、デジ版広報あきる野(音声版広報)のCDを各図書館で貸し出しています。図書館の利用者カードをお持ちならなどでも利用できます。詳しくは図書館にお問い合わせください。